

No.1819

広報

2025(令和7)年

3.20

# まつど

Matsudo City Information

## 防犯特集号

発行:松戸市 編集:市民安全課  
〒271-8588 松戸市根本387の5  
☎047-366-7285(防犯)、☎047-366-7341(交通)  
FAX 047-366-7615  
✉mcanzen@city.matsudo.chiba.jp  
URL https://www.city.matsudo.chiba.jp/

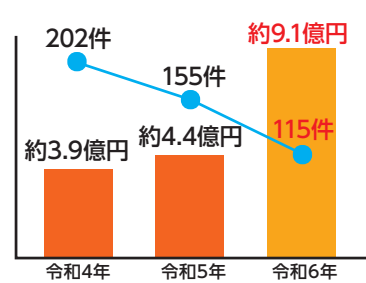


# 松戸から詐欺被害をなくそう

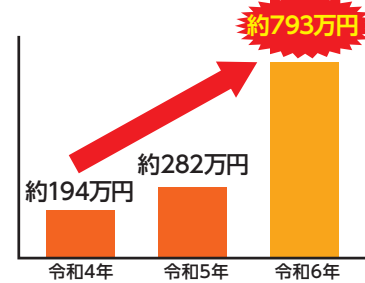
## 電話de詐欺

令和6年中の電話de詐欺被害は、被害件数115件、被害額約9.1億円(昨年比4.7億円増)と、依然として被害は高齢者を中心に高い水準で発生しています。

電話でのお金の話には十分注意し、自身のみで判断せずに、家族や友人、警察などに相談しましょう。



市内被害状況の推移



1件あたりの被害金額

## 主な詐欺の手口

### ①オレオレ詐欺

息子など家族を名乗る者から電話があり「会社の金を使い込んだ」などと、お金を要求する手口です。

**POINT!!** 一人で判断しない!  
一度電話を切って誰かに相談を!



### ②預貯金詐欺・キャッシュカード詐欺盗難

「あなたの口座が犯罪被害に遭っている」「新しいキャッシュカードへの変更手続きが必要」などと、キャッシュカード変更手続きを装い、通帳やキャッシュカードを騙し取る手口です。

**POINT!!** 警察官、市の職員、銀行員などが  
自宅を訪れ、通帳やキャッシュカードを預かることはありません!



### ③還付金詐欺

市の職員などを名乗り、「払いすぎた保険料の還付金がある」などとATMに行かせて操作をさせ、現金を騙し取ろうとする手口です。

**POINT!!** 市の職員が返金や還付金のためにATMで手続きをさせることはありません!



## 自宅の固定電話に防犯対策を!

～市の支援事業～

### 電話de詐欺撃退機器

市ではヤマト運輸(株)が運営するネコサポステーションに委託し、自宅の固定電話機に接続して詐欺対策をする電話de詐欺撃退機器(自動通話録音機)を有償で設置しています。

**録音時間** 最大60分

**対象** 市内在住の市税を滞納していない  
65歳以上がいる世帯

**費用** 2,000円(設置時のみ)

**申** 電話でネコサポコールセンター  
☎0120-5454-25または  
直接ネコサポステーション(三ヶ月店)へ



電話de詐欺撃退機器

### 簡易型自動録音機(録音チュー) 無料

自宅の固定電話の受話器に自分で貼り付けます。

**録音時間** 最大5分

**対象** 市内在住の70歳以上

**配布場所** 市民安全課または各支所窓口



受話器をとるとセ 録音中は右下が赤 再生ボタンを押す  
ンサーが作動し、警 点灯します と通話内容が再  
告音が流れます 生されます

## こんな詐欺にも要注意 SNS型投資・ロマンス詐欺

LINEアプリなどのSNSを悪用した投資詐欺・ロマンス詐欺の被害が全国的に急増しています。

これらの詐欺は非常に巧妙で、1件あたりの被害額が1,000万円を超えるなど、被害が高額になる場合が多いのが特徴です。暗号資産(仮想通貨)などの投資に誘われたり、送金を求められたら、詐欺を疑いましょう。



警察庁特殊詐欺対策  
ホームページ

## 相談 窓口

- 電話de詐欺相談専用ダイヤル 千葉県警察本部  
☎0120-494-506(平日8時30分～17時15分)
- 相談サポートコーナー 千葉県警察本部  
☎#9110(平日8時30分～17時15分)  
※犯罪被害や警察活動に関する相談などに対応。

- 松戸警察署 ☎047-369-0110
- 松戸東警察署 ☎047-349-0110
- 松戸市役所市民安全課 ☎047-366-7285  
(平日8時30分～17時)

緊急時は  
110番!



松戸市お知らせキャラクター・まつまつ

## 自分で出来る防犯対策

全国的に強盗を目的とした空き巣や忍び込みなどの侵入盗に加え、自動車・自転車盗難などの被害が増えています。

泥棒はあなたの隙を狙っています。以下のような対策をとりましょう！

### 防犯カメラ

防犯カメラを設置する  
⇒防犯カメラの設置を支援しています(3面参照)

### 自動車

- ・バー式ハンドルロック、タイヤロックを装着する
- ・警報アラームを装着する

### センサーライト

人が近づくと光で照らし、不審者などの侵入を防ぐ

### 玄関

- ・ごみ出しなど短時間の外出でも鍵をかける
- ・家にいるときも玄関や人がいない階の窓は鍵をかける

### 窓

防犯フィルムや補助錠を窓に設置する

### 自転車

- ・二重ロックをかける
- ・防犯登録を行う

### 防犯砂利の設置

砂利を踏んだ音で不審者の侵入を知らせてくれたり防いだりする効果が期待できる

- 日頃からご近所同士で交流を持つ
  - 長時間留守にするときは、近所で声を掛け合う
  - 地域パトロールで、犯罪を発生させないまちをアピールする
- ⇒防犯活動用品を無料で貸し出します(3面参照)。

## 不審な訪問業者にご注意を！

強盗犯人たちは訪問業者を装って家を訪問し、家人の在宅状況や家族構成などを下調べしているケースがあります。近所で見知らぬ人が家の様子をうかがっているなど、不審な動きを見かけた際には警察へ110番通報しましょう。

### ～不審な業者が訪問してきた場合の対応例～

- ドアを開けて対応せずにインターフォンなどで対応し、相手の身分をよく確認する
- 自分にとって不要なサービスであれば、あいまいに答えずはっきりと断る
- 資産状況や家族構成などを聞かれても安易に答えない



## 闇バイトは犯罪です！

SNSなどに投稿されている高額報酬の求人に安易に応募してしまうと、犯罪グループに個人情報をもとに脅迫され、警察に逮捕されるまで犯罪の実行役として使われ続けてしまいます。逮捕された後に待ち受けるのは懲役や被害者への損害賠償です。絶対に応募してはいけません。

SNSでの「#高額バイト」「#即日現金」などの甘い言葉にだまされないでください。怪しいと思ったら、一人で抱え込まず、すぐに警察に相談しましょう。



## 松戸市安全安心メールに登録しましょう

市では、市内に発生した犯罪・災害情報などをEメールで配信しています。防犯対策などの情報収集手段として、ぜひご登録をお願いします。

### 配信内容

- 犯罪
- 交通安全
- 不審者
- 防災
- 火災・救助
- 災害
- 大気環境
- 生物
- 行方不明高齢者
- 感染症関連

### 登録方法

1 右記の登録サイトにアクセス

2 空メールを送信

3 送信後に本登録用のメールが届く

4 案内にしたがって本登録



安全安心メールの配信情報は、松戸市公式LINEでも受け取ることができますよ！



※受信する内容は選択できますが、緊急性の高い情報は、登録している全ての人に配信します。

※迷惑メール拒否設定をしている場合は、事前に「@sg-m.jp」ドメインからの受信を許可してください。

## 市からのお知らせ

### 防犯活動用品を無料で貸し出します

市では、5人以上で防犯活動を行っている団体に防犯用品を貸し出しています。詳細は市ホームページをご覧ください。

#### 貸与用品

- 防犯のぼり旗
- 青色回転灯（着脱式）  
※青色回転灯を車両に装着する場合は警察の許可が必要です。
- 車両用マグネットシート
- 防犯パトロール用たすき、反射ベスト（青）、腕章、誘導灯（青）



#### 申請に必要な書類

- 申請書 ●活動計画書 ●実施者名簿
  - 車両の車検証の写し（車両用マグネットシート又は青色回転灯を申請する場合のみ）
- 申 申請書類を直接市民安全課へ



市ホームページ

### 毎月15日は犯罪ゼロの日キャンペーン

#### ～防犯対策グッズを配布しています～

市・防犯協会・警察が連携して、毎月15日（休日の場合はその前の平日）に公園などで「犯罪ゼロ」を目指した防犯・交通安全キャンペーンを実施しています。

最新の犯罪手口に関する防犯講話のほか、自転車用ひったくり防止かごカバーの取り付けや防犯対策グッズを配布しています。ぜひお越しください。

**時間** 10時～10時30分

**会場** 市内の公園など〔雨天中止〕

**定員** 先着100人（1人1個）

※キャンペーンの開催情報など詳細は市ホームページ・広報まつどをご覧ください。

※かごカバーは、カバーを取り付ける自転車であつた人にのみ配布します。



市ホームページ

### 防犯カメラの設置を支援しています

市内の皆さんの自宅や事業所にお使いのインターネット環境を利用した防犯カメラを設置し、住宅街などの治安向上を図ります。

設置者には、工事費やカメラなどの機器類の費用を補助します。詳細は市ホームページをご覧ください。

#### 参加条件

- 撮影対象は公道
- 設置場所に高速インターネット回線（光回線など）を開通している（無線は不可）
- 近隣に居住する人などへ設置の承諾を得ている
- 市税の滞納がない



#### 補助額

- 一般（町会・自治会、個人など）：上限30万円
- 企業（カメラ設置場所の住所地に商業登記がある場合）：上限20万円

※設置者は画像を閲覧することはできません。

※撮影された画像データは市で管理する録画サーバに記録されます。法令に基づく照会などを受けた場合を除き、外部に提供されることはありません。

※設置を希望する場合は、工事などを行う前に電話またはEメールで市民安全課へお問い合わせください。



市ホームページ

### 3月は「子どもを見守るパトロール強化月間」

卒業や入学・進級、引っ越しなども多いこの時季は、子どもたちの生活や行動範囲などが変わりやすくなります。

まちの安全は、地域の多くの人たちの活動や市民一人一人の協力に支えられて実現します。通学時に通学路付近を通る、屋外作業や犬の散歩などの外出は子どもの行動時間帯に合わせるなど、普段の生活と見守り活動を組み合わせて、地域で子どもたちの安全を守りましょう。

#### ～「こども110番の家」にご協力を～

子どもが何らかの被害に遭つた、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察・学校・家庭へ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動です。

ご協力いただける場合は、学区の小学校または市民安全課へお問い合わせください。

#### 活動内容

- 助けを求めてきた子どもの保護
- 110番通報、学校、家庭への連絡
- 日常生活で発見した危険箇所の連絡



### マナーを守る人の住むまちへ

市では、犯罪やめいわく行為が起こらない住みやすいまちを目指して「松戸市安全で快適なまちづくり条例」を制定しています。安全で暮らしやすいまちを実現するためにみんなでマナーを守るよう心がけましょう。

市内全域の公共の場所で **禁止されている迷惑行為**

- ポイ捨て ●落書き ●犬・猫のふんの放置
- 置き看板などを道路に置く行為
- ピンクビラの掲示、配布
- 通行を妨害して行う営利目的の路上宣伝行為
- 客引き行為など

#### 重点推進地区

松戸駅・新松戸駅・八柱駅・東松戸駅・北松戸駅・馬橋駅・北小金駅の周辺

地区内の公共の場所での喫煙は禁止されています。喫煙またはポイ捨てをした場合、直ちに過料2,000円が適用されます。歩きタバコは周囲の歩行者にやけどを負わせたりするなど大変危険です。絶対によめてください。



#### 客引き行為等禁止特定地区

松戸駅・新松戸駅・八柱駅の周辺

相手方を特定し、飲食店営業等の客となるよう誘う客引き行為や、サービスへの従事に誘い込むスカウト行為などは、条例で禁止されています。客引き行為などをしていない旨を宣言した地区内の飲食店などには、「客引きしない・させない宣言店」ステッカーが貼られています。



# 自転車に乗るときはヘルメットをかぶって頭を守りましょう!

令和5年4月から、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務化となりました。  
しかし、千葉県はヘルメット着用率6.5%（全国ワースト2位）と着用率が低い状況にあります。自転車乗車中の死亡事故のうち、約6割が頭部に致命傷を負っています。交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要です。万が一の事故に備えて、ヘルメットを正しく着用し、大切な命を守りましょう。

## ヘルメット着用普及促進のため 自転車用ヘルメットの購入費用を補助しています

- 対象者:** 市内在住の市税を滞納していない人  
※18歳未満の申請は同居している保護者からでこの制度の補助を受けたことがない人
- 対象ヘルメット:** SGマークなどの安全基準を満たした3,000円（税込）以上の新品の自転車用ヘルメット ※市内での購入に限る。
- 補助金額:** 2,000円

### 申請方法

- 販売協力店で購入する場合**  
身分証明書を提示し、申込書に必要事項を記入してください。  
店頭価格より2,000円値引きして購入できます。
- 上記以外の場合 ※市内店舗に限る。**  
申請書・請求書に必要事項を記入して、市民安全課までご郵送ください。  
（市民安全課または支所の窓口でも受け付けています。）  
※販売協力店などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

### 〈持ち物〉

- ①本人確認書類の写し
- ②購入したヘルメットの写真（安全基準マークが確認できるもの）
- ③領収書等の原本
- ④口座情報がわかるものの写し
- ⑤印鑑

ヘルメットをまだ購入していない人はぜひこの制度をご活用ください!



市ホームページ

# 自転車のルール・マナーを守りましょう!

自転車は誰でも利用できる身近な乗り物として多くの人が利用しています。しかし、交通ルールやマナーを守らない危険な運転は、重大な事故の原因となります。  
自転車は道路交通法では軽車両に位置づけられており、事故を起こせば自動車と同じように責任を問われ、刑事的な罰則や民事的にも損害賠償請求をされる可能性があります。正しい自転車のルールを理解し自転車を安全に利用しましょう。

## ちばサイクルール

千葉県が自転車安全利用のルールを10項目にまとめたものです

### 自転車に乗る前のルール

- ①自転車保険に入ろう
- ②点検整備をしよう
- ③反射器材を付けよう
- ④ヘルメットをかぶろう
- ⑤飲酒運転はやめよう

### 自転車に乗るときのルール

- ①車道の左側を走ろう
- ②歩いている人を優先しよう
- ③ながら運転はやめよう
- ④交差点では安全確認しよう
- ⑤夕方からライトをつけよう

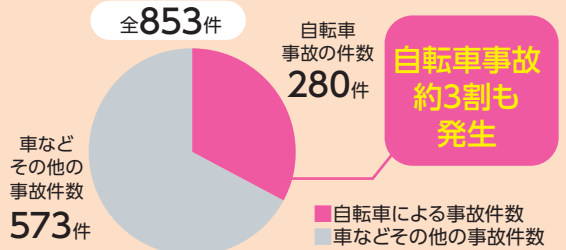


千葉県マスコットキャラクター チーバくん

## 市内の自転車事故発生状況

市内の令和6年中の交通事故発生状況を見ると、交通事故件数は昨年度よりマイナス140件と大幅に減少しました。しかし、自転車乗車中の事故は毎年約3割と高い割合のまま推移しています。

### 〔令和6年市内の自転車事故発生状況〕



# 自転車に関する道路交通法の一部が改正されました(令和6年11月1日施行)

自転車運転中の携帯電話使用などに起因する交通事故が増える傾向であること、また、自転車を酒気帯び状態で運転したときの交通事故が死亡・重傷事故となるケースが多いことから、新しく罰則規定が整備されました。

## 運転中のながらスマホが禁止に

スマートフォンなどを手で持って、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為は罰則の対象です。※停止中の操作は対象外です。

### ●違反者に対する罰則

6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金  
交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金

ながらスマホはやめてね!



## 酒気帯び運転及びほう助が自動車と同罪に

自転車の酒気帯び運転、酒類の提供や同乗・自転車の提供は罰則の対象です。

### ●違反者に対する罰則

3年以下の懲役または50万円以下の罰金（酒気帯び運転をした者、自転車の提供者）  
2年以下の懲役または30万円以下の罰金（酒類の提供者、同乗者）



## 違反者は自転車運転者講習の受講を

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせる恐れのある違反（危険行為）を3年以内に2回以上繰り返した者は講習制度の対象となります。「運転中のながらスマホ」「酒気帯び運転」も講習制度の対象となり、都道府県公安委員会から講習の受講を命じられます。

●講習手数料：6,000円 ●講習時間：3時間

※受講しなかった場合は5万円以下の罰金。

※歩きながらのスマホ（歩きスマホ）は他人に迷惑をかけているマナー違反の行為です。スマホを使用するときは、立ち止まって安全な場所で使用しましょう。

